4年度 公文書開示(8月決定分)

4 3	干人 公	人書用刀	文書開示(8月決定分)					決定区分 (根拠規定)条例7条										,		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示		非開示		存否応答拒否	1号					6号			9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R4. 2. 1	R4. 8. 4	東京都選挙管理委員会に届け出されている政治資金収支報告書の令和2年分定期公表(令和3年11月17日公表)のうち、政党支部の「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(第15号様式)の写し(81団体)	1	1															選挙管理委員会事務局総務課
2	R4. 6. 8	R4. 8. 10	選挙運動費用収支報告書 (令和3年10月31日執 行衆議院議員選挙)(50 名)	1		1													・東京都情報公開条例第7条第4号該当 印影については偽造等による犯罪の予防のため非開示 とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
3	R4. 8. 10	R4. 8. 24	1 参議院比例代表選出議員の選挙における投票の効力について2 参議院比例代表選出議員の選挙における公職選挙法第68条の2の規定による有効投票の按分について3 参議院(東京都選出)議員選挙按分例	1		1													・東京都情報公開条例第7条第2号 本名(戸籍名) (告示されているものを除く。) は、 特定の個人を識別することができるため、非開示とす る。	選挙管理委員会事務局選挙課
4	R3. 12. 3		政治団体の収支報告書に添 付された領収書等の写し (118団体)	1		1													・東京都情報公開条例第7条第2号に該当特定の個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、非開示とする。個人の住所などは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。・東京都情報公開条例第7条第4号に該当印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課